個 人 情 報 保 護 規 程

FoE Japan

制定日: 2009年1月19日

1. 目的

FoE Japan としての活動を推進するにあたり、個人情報の取り扱いを適正に行い、個人の権利を侵害することのないようにするために本規程を定めた。

2. 定義

本規程の「個人情報」は、特定の個人を識別できる個人にかかわる情報(例:氏名、 年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、銀行口座番号 等)を指す。

3. 保護される個人情報の範囲

個人情報は FoE Japan の活動を推進していくためのサポーター、スポンサーの他活動参加者、資料請求者、プロジェクト支援者等の情報および FoEの役員、職員(職員、契約社員、パートタイマー、ボランティア、インターン)の情報を含む。

4. 個人情報の取得、利用、保管

(1) 取得

あらかじめ利用目的を明示して、本人又は本人の了解を得た第三者から収集したものに限る。

(2) 利用

FoE Japan の活動を推進するために必要な情報に限って利用する。 個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(3) 保管

FoE Japan のコンピューターシステムに入力し、適正なログイン I Dおよびパスワードを入力しなければアクセス出来ない環境で保管する。

パスワードは定期的に変更する。

コンピューターを廃棄する場合には適切な消去処理を行う。

個人情報の複写(紙及び電子媒体)は台帳に記録し、指定の場所に保管する。複写したものを持ち出す場合には、管理責任者の承認を得ること。

5. 管理

管理責任者を設けて個人情報が適切に取り扱われているか定期的にチェックする。 職員に対しては個人情報保護に関しての教育を行う。(主な教育内容は本規定での 記載事項と下記の細則による。) 6. 個人情報の開示と利用停止、消去

登録された本人から個人情報の開示を求められた場合には遅滞無く開示する。 又本人から利用停止、消去の要求が有った場合には遅滞無く利用を停止し、 データーベースを消去する。

以 上

「細則」

FoE Japan の役員、職員(職員、契約職員、パートタイマー、ボランティア、インターン)は下記事項を遵守するものとする。

- 1. 個人情報保護規程を理解して遵守する。
- 2. 業務上知り得た個人情報は業務中、業務外あるいは在職中、退職後を問わず、 第三者に対して開示又は漏洩したり、自己又は第三者のために使用してはならない。
- 3. 個人情報は管理責任者の承認を得た場合を除いて、持ち出すことは出来ない。
- 4. 個人情報の取得および利用は、規程に従って行い、紛失、漏洩が無いよう管理する。
- 5. 故意又は過失により、規程及び規程の細則に違反して、損害賠償の請求があった 場合には協議に基づき対応する。
- 6. 個人情報を署名・アンケート・調査・案内等の書式で直接取得する場合は、その書式に、必要に応じて、以下の文言例を記載する。

「記入していただいた個人情報は当該活動を行う上で必要な特定された目的以外 には使用いたしません」

以 上